

# 労災年金額の改定について

「給付基礎日額の最低保障額」、「スライド率」及び「年金給付基礎日額の年齢階層別の最低・最高限度額」が改定されました。

(平成17年7月15日、厚生労働省告示第339号、第340号及び第341号)

## 1 スライド制の趣旨

労災保険の給付は、被災した労働者が失った稼得能力を補填することを目的としたものです。したがって、被災した時点でその方がどの程度の所得であったかを基準として、給付の水準が決定されることとなります。

しかし、年金のように長期にわたって給付するものについては、被災時の賃金によって補償を続けていけば、時間の経過による賃金水準の変動が反映されず、実質的な稼得能力が正確に反映されないこととなります。

スライド制はこのような不都合を回避し、給付水準を適正にするために設けられているものです。

## 2 スライド率の算定方法

上記1の趣旨を踏まえ、労災保険の年金給付については、労災保険法第8条の3により被災労働者の被災時点の平均賃金額に、スライド率を掛けて算出される額に給付日数等を掛けた額を、具体的な給付額（以下「年金額」という。）としています。そして、スライド率の算定は、被災時点の賃金水準と算定する年度の前年度の賃金水準（平成17年8月1日からの1年間のスライド率であれば、平成16年度の水準）を比較して計算します。

したがって、前年度より賃金水準が上昇していれば年金額が増加しますが、下降していれば年金額も減少することとなります。

## 3 本年度のスライド率について

最近の厳しい経済情勢を反映し、平成16年度の賃金水準は、平成15年度と比べると平均マイナス0.4%となっています。このため、スライド率が前年度と比較して低下し年金額が減少する場合があります。

しかしながら、これは、給付水準を適正に確保するためにやむを得ないものです。

平成17年8月から、年金額の基となる給付基礎日額等について、次のように改正が行われました。

- (1) 給付基礎日額の最低保障額の引き下げ  
4,080円（従前 4,160円）
- (2) 労災年金に係るスライド率の改定（表1のとおり）
- (3) 年金給付基礎日額の年齢階層別の最低・最高限度額の改定（表2のとおり）

今回、給付基礎日額の最低保障額、労災年金に係るスライド率及び年金給付基礎

日額の年齢階層別の最低・最高限度額が改定されたことによる変更後の給付基礎日額、年金給付基礎日額は、平成17年8月分からの年金額の計算に適用されますので、平成17年10月支払期から変更後の年金額が支払われることとなります。

具体的に、支払われる年金額の算定の基礎となる給付基礎日額については次のとおりとなります。

被災労働者の方の被災直前3カ月間の賃金を基礎として計算（その額（スライド制の適用がある場合にはスライド後の額）が4,080円未満であるときは4,080円をスライド率で除して得た額）された給付基礎日額に表1のスライド率を乗じて得たものが年金給付基礎日額となります。

しかし、この年金給付基礎日額が、表2の被災労働者の年齢の属する年齢階層別区分に応ずる最低限度額を下回る場合には最低限度額を、又は、最高限度額を上回る場合には最高限度額を年金給付基礎日額とすることになっています。

ただし、昭和62年1月31日において年金の受給権を有していた方で、給付基礎日額に表1のスライド率を乗じて得た額が表2の最高限度額を上回る場合には、従来額（給付基礎日額に昭和62年1月31日時点のスライド率を乗じて得た額）が年金給付基礎日額となります。

なお、今回の改定により年金額等が変更となる方には、労災年金の支給決定を受けた労働基準監督署から「変更決定通知書」により通知されます。

### 問い合わせ先

- 各労災年金相談所（協会の概要 地方相談所一覧参照）

**表1 スライド率表**

（単位：％）

死傷の原因たる事故発生の日又は診断によって疾病の発生が確定した日の属する期間	年金給付基礎日額に乗ずるべき率
昭和22年9月1日から昭和23年3月31日まで	20, 391 (20, 445)
昭和23年4月1日から昭和24年3月31日まで	7, 415 (7, 435)
昭和24年4月1日から昭和25年3月31日まで	4, 111 (4, 123)
昭和25年4月1日から昭和26年3月31日まで	3, 549 (3, 558)
昭和26年4月1日から昭和27年3月31日まで	2, 901 (2, 909)
昭和27年4月1日から昭和28年3月31日まで	2, 503 (2, 510)
昭和28年4月1日から昭和29年3月31日まで	2, 204 (2, 210)
昭和29年4月1日から昭和30年3月31日まで	2, 080 (2, 086)
昭和30年4月1日から昭和31年3月31日まで	1, 990 (1, 995)
昭和31年4月1日から昭和32年3月31日まで	1, 877 (1, 882)
昭和32年4月1日から昭和33年3月31日まで	1, 812 (1, 817)
昭和33年4月1日から昭和34年3月31日まで	1, 785 (1, 790)
昭和34年4月1日から昭和35年3月31日まで	1, 677 (1, 681)
昭和35年4月1日から昭和36年3月31日まで	1, 578 (1, 582)

昭和36年4月1日から昭和37年3月31日まで	1, 411 ( 1, 415)
昭和37年4月1日から昭和38年3月31日まで	1, 270 ( 1, 273)
昭和38年4月1日から昭和39年3月31日まで	1, 145 ( 1, 148)
昭和39年4月1日から昭和40年3月31日まで	1, 033 ( 1, 036)
昭和40年4月1日から昭和41年3月31日まで	945 ( 948)
昭和41年4月1日から昭和42年3月31日まで	858 ( 860)
昭和42年4月1日から昭和43年3月31日まで	772 ( 775)
昭和43年4月1日から昭和44年3月31日まで	684 ( 686)
昭和44年4月1日から昭和45年3月31日まで	598 ( 600)
昭和45年4月1日から昭和46年3月31日まで	514 ( 515)
昭和46年4月1日から昭和47年3月31日まで	451 ( 452)
昭和47年4月1日から昭和48年3月31日まで	390 ( 391)
昭和48年4月1日から昭和49年3月31日まで	328 ( 329)
昭和49年4月1日から昭和50年3月31日まで	264 ( 265)
昭和50年4月1日から昭和51年3月31日まで	225 ( 226)
昭和51年4月1日から昭和52年3月31日まで	202 ( 203)
昭和52年4月1日から昭和53年3月31日まで	185 ( 185)
昭和53年4月1日から昭和54年3月31日まで	175 ( 175)
昭和54年4月1日から昭和55年3月31日まで	165 ( 165)
昭和55年4月1日から昭和56年3月31日まで	156 ( 156)
昭和56年4月1日から昭和57年3月31日まで	149 ( 149)
昭和57年4月1日から昭和58年3月31日まで	142 ( 142)
昭和58年4月1日から昭和59年3月31日まで	138 ( 139)
昭和59年4月1日から昭和60年3月31日まで	134 ( 134)
昭和60年4月1日から昭和61年3月31日まで	129 ( 130)
昭和61年4月1日から昭和62年3月31日まで	126 ( 127)
昭和62年4月1日から昭和63年3月31日まで	123 ( 124)
昭和63年4月1日から平成 元年3月31日まで	119 ( 119)
平成 元年4月1日から平成 2年3月31日まで	116 ( 116)
平成 2年4月1日から平成 3年3月31日まで	113 ( 113)
平成 3年4月1日から平成 4年3月31日まで	108 ( 108)
平成 4年4月1日から平成 5年3月31日まで	106 ( 106)
平成 5年4月1日から平成 6年3月31日まで	105 ( 105)
平成 6年4月1日から平成 7年3月31日まで	102 ( 103)
平成 7年4月1日から平成 8年3月31日まで	101 ( 101)
平成 8年4月1日から平成 9年3月31日まで	99 ( 100)
平成 9年4月1日から平成10年3月31日まで	99 ( 99)
平成10年4月1日から平成11年3月31日まで	99 ( 99)
平成11年4月1日から平成12年3月31日まで	99 ( 99)
平成12年4月1日から平成13年3月31日まで	98 ( 98)

平成13年4月1日から平成14年3月31日まで	99 ( 99 )
平成14年4月1日から平成15年3月31日まで	100 ( 100 )
平成15年4月1日から平成16年3月31日まで	100 ( — )

(注) ( ) 内は、改定前の率です。

## 表2 最低限度額・最高限度額表

(単位：円)

年齢階層の区分	最低限度額	最高限度額
20歳未満	4,307 (4,315)	13,294 (13,307)
20歳以上25未満	5,064 (5,152)	13,294 (13,307)
25歳以上30未満	5,943 (5,981)	13,294 (13,373)
30歳以上35未満	6,604 (6,704)	16,219 (16,570)
35歳以上40未満	7,124 (7,196)	19,543 (19,562)
40歳以上45未満	7,228 (7,312)	21,703 (21,936)
45歳以上50未満	7,068 (7,167)	23,206 (23,195)
50歳以上55未満	6,603 (6,625)	23,641 (23,620)
55歳以上60未満	6,064 (6,130)	23,391 (23,618)
60歳以上65未満	4,514 (4,372)	21,539 (20,658)
65歳以上70未満	4,080 (4,160)	15,591 (14,373)
70歳以上	4,080 (4,160)	13,294 (13,307)

(注) 1 ( ) 内は、改定前の額です。

2 年齢の計算については、被災労働者の平成17年8月1日における年齢をもって、同日から1年間を当該被災労働者の年齢とします。

(参考)

### 労災年金額の計算例について

#### ◆ 障害・傷病（補償）年金の計算具体例（平成17年10月現在で計算）

・被災者の生年月日	： 昭和17年10月18日 (8月1日の基準日における年齢62歳)
・算定事由発生日	： 昭和57年12月23日
・障害（傷病）等級	： 第3級（給付日数245日）
・平均賃金	： 8,951円07銭
・特別給与	： 525,000円
・スライド率	： 142%
・厚生年金等の受給関係	： 改正前厚生年金の障害年金を受給（調整率74%）

(1) 労災保険の年金の給付額（年額）は、次の式によって計算されます。

$$\text{年金給付基礎日額} \times \text{給付日数} \times \text{厚生年金等の調整率}$$

① まず、給付基礎日額を計算します。

平均賃金 8,951 円 07 銭の円未満の端数を切り上げた額、8,952 円を給付基礎日額とします。

- ② 次に、年金給付基礎日額を算出します。

給付基礎日額 スライド率 (表 1 参照)

$$8,952 \text{ 円} \times 142\% = 12,711 \text{ 円 } 84 \text{ 銭}$$

↓

12,712 円 (円未満切り上げ)

- ③ 受給者の年齢に属する年金給付基礎日額に係る最低限度額及び最高限度額は、

最低限度額 4,514 円 (表 2 参照)

最高限度額 21,539 円

となっており、最低限度額と最高限度額の範囲内であるので、年金給付基礎日額は、12,712 円とします。

- ④ したがって、年金年額は、上記計算式に当てはめると、

$$12,712 \text{ 円} \times 245 \text{ 日} \times 74\% = 2,304,685 \text{ 円 } 60 \text{ 銭}$$

↓

2,304,685 円 (円未満切捨て)

- ⑤ 1 支払期に支給される額は、年金年額の 6 分の 1 で、

$$2,304,685 \text{ 円} \times 1/6 = 381,114 \text{ 円} \text{ となります。 (円未満切捨て)}$$

- (2) 災害発生前の 1 年間、ボーナス等の特別給与を受けていた方に支給される特別年金の給付額 (年額) は、次の式によって計算されます。

**算定基礎日額 × 給付日数**

- ① まず、算定基礎年額を計算します。

年金給付基礎日額 × 365 日 × 20 / 100

$$12,712 \text{ 円} \times 365 \text{ 日} \times 20 / 100 = 927,976 \text{ 円 (円未満切り上げ)} \dots\dots A$$

と特別給与の額 (スライド制が適用される場合は、スライド率を乗じて得た額)

$$525,000 \text{ 円} \times 142\% = 745,500 \text{ 円 (円未満切り上げ)} \dots\dots B$$

A と B を比較すると、B の方が少額であるので特別給与 525,000 円を算定基礎年額とします (注)。(ただし、A 及び B が 150 万円を超える場合は、150 万円を算定基礎年額とします。)

- ② 次に、算定基礎日額を算出します。

(算定基礎年額 × 1 / 365) × スライド率

$$(525,000 \text{ 円} \times 1 / 365) \times 142\% = 2,044 \text{ 円 (円未満切り上げ)}$$

(円未満切り上げ)

- ③ したがって、特別年金年額は、

$$2,044 \text{ 円} \times 245 \text{ 日} = 500,780 \text{ 円}$$

- ④ 1 支払期に支給される額は、特別年金年額の 6 分の 1 で、

500,780 円×1/6=83,463 円となります。 (円未満切捨て)

(注) 労働者災害補償保険法特別支給金支給規則等により、「給付基礎年額の 20%に相当する額又は特別給与額を比較し、いずれか低い方の額」が算定基礎年額となる。

◆ 遺族(補償)年金の計算具体例(平成17年10月現在で計算)

・被災者の生年月日	: 昭和31年10月13日(死亡労働者が生存していると仮定した場合の8月1日の基準日における年齢48歳)
・算定事由発生日	: 昭和61年5月10日
・遺族の人数	: 妻と子2人(給付日数223日)
・平均賃金	: 9,531円56銭
・特別給与	: 620,000円
・スライド率	: 126%
・厚生年金等の受給関係	: 改正前厚生年金の遺族年金を受給(調整率80%)

(1) 労災保険の年金の給付額(年額)は、次の式によって計算されます。

**年金給付基礎日額×給付日数×厚生年金等の調整率**

① まず、給付基礎日額を計算します。

平均賃金 9,531 円 56 銭の円未満の端数を切り上げた額 9,532 円を給付基礎日額とします。

② 次に、年金給付基礎日額を算出します。

給付基礎日額 スライド率(表1参照)

$$9,532 \text{ 円} \times 126\% = 12,010 \text{ 円 } 32 \text{ 銭}$$

↓

12,011 円 (円未満切り上げ)

③ 死亡された労働者が生存していると仮定した場合の8月1日の基準日における年齢に属する年金給付基礎日額に係る最低限度額及び最高限度額は、

最低限度額 7,068 円 (表2参照)

最高限度額 23,206 円

となっており、最低限度額と最高限度額の範囲内であるので、年金給付基礎日額は、12,011 円とします。

④ したがって、年金年額は、上記計算式に当てはめると、

$$12,011 \text{ 円} \times 223 \text{ 日} \times 80\% = 2,142,762 \text{ 円 } 40 \text{ 銭}$$

↓

2,142,762 円 (円未満切捨て)

⑤ 1 支払期に支給される額は、年金年額の6分の1で、

$$2,142,762 \text{ 円} \times 1/6 = 357,127 \text{ 円} \text{ となります。 (円未満切捨て)}$$

- (2) 災害発生前の1年間、ボーナス等の特別給与を受けていた方に支給される特別年金の給付額(年額)は、次の式によって計算されます。

**算定基礎日額×給付日数**

- ① まず、算定基礎年額を計算します。

年金給付基礎日額×365日×20/100

12,011円×365日×20/100=876,803円 (円未満切り上げ) ……A

と特別給与の額(スライド制が適用される場合は、スライド率を乗じて得た額)

620,000円×126%=781,200円 (円未満切り上げ) ……B

AとBを比較すると、Bの方が少額であるので、特別給与620,000円を算定基礎年額とします(注)。(ただし、A及びBが150万円を超える場合は、150万円を算定基礎年額とします。)

- ② 次に、算定基礎日額を算出します。

(算定基礎年額×1/365)×スライド率

(620,000円×1/365)×126%=2,141円 (円未満切り上げ)

(円未満切り上げ)

- ③ したがって、特別年金年額は、

2,141円×223日=477,443円

- ④ 1支払期に支給される額は、特別年金年額の6分の1で、

477,443円×1/6=79,573円となります。(円未満切捨て)

(注) 労働者災害補償保険法特別支給金支給規則等により、「給付基礎年額の20%に相当する額又は特別給与額を比較し、いずれか低い方の額」が算定基礎年額となる。

★ **スライド率の改定に伴う労災就学等援護費の支給について**

業務災害又は通勤災害によって死亡し、又は重度障害を受けあるいは長期療養を要する労働者の方の子弟のうちには、労働者の死亡や災害が原因となって学業を途中で放棄したり、あるいは進学を断念するなどの事例が少なくありません。

労災年金受給権者の方又はその家族が安心して学業を続けたり、保育を必要とする児童を抱える労災年金受給権者の方又はその家族の就労を促進し、被災労働者及びその遺族等の援護を図るため、労災就学援護費及び労災就労保育援護費の支給を行なっています。

労災就学等援護費については、一定の要件を満たす対象者であって、かつ、年金給付基礎日額(スライド制が適用される場合にはスライド後の額)が、16,000円以下の方に支給されることになっています。

今般のスライド率の改定(低下)により、今まで年金給付基礎日額が16,000円を超えることによって支給されていない方のうち、16,000円以下となる方については、

労災就学等援護費が支給されることとなりますので、年金給付基礎日額を変更決定通知書などによりご確認の上、労災年金の支給決定を受けた労働基準監督署へ申請してください。

区 分	支給額（月額）
就労保育	12,000円
小学校	12,000円
中学校	16,000円
高等学校	18,000円
大 学	38,000円

（注） 支給額は、平成17年4月現在のものです。